

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成21年9月4日

京都市長 門川大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂にれのき南地区建築協定

2 申請者の氏名

株式会社 西洋ハウジング 代表取締役 長田 弘

3 建築協定区域

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目1番317から1番319まで及び7番120並びに同町3丁目1番26, 1番29, 1番30, 1番34から1番36まで, 1番163, 1番164, 1番188, 1番203, 1番206から1番208まで, 1番212, 1番226, 1番289, 7番26, 7番80, 8番70及び8番71

4 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 用途, 形態, 意匠及び建築設備

5 協定の期間

10年間

6 認可年月日及び番号

平成21年9月4日付け第13-005号

(都市計画局建築指導部建築指導課)